

## 公立大学法人宮崎県立看護大学大学院研究科教員資格審査基準

(趣旨)

第1条 公立大学法人宮崎県立看護大学大学院研究科教員資格審査規定による研究科の教員の資格審査は、原則として、この基準の定めるところにより行うものとする。

(博士前期課程の研究指導教員)

第2条 博士前期課程の研究指導教員となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学設置・学校法人審議会令(昭和62年政令第302号)により設置された大学設置・学校法人審議会(以下「大学設置等審議会」という。)において、教員審査を受け、博士前期課程の研究指導教員としての判定を受けた者
- (2) 次の全てに該当する者
  - ア 博士の学位を有すること。
  - イ 研究上の業績を10編以上有し、これらのうちファーストオーサーの論文が5編以上あり、かつ、直近5年において論文が3編以上あること。
  - ウ 博士前期課程の研究指導補助教員として、2人以上の学生に対し、研究計画作成から修了まで指導及び支援した実績(以下「指導実績」という。)を有すること。
- (3) 担当する領域において、特に優れた知識及び経験を有し、前2号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(博士前期課程の研究指導補助教員)

第3条 博士前期課程の研究指導補助教員となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学設置等審議会において、教員審査を受け、博士前期課程の研究指導補助教員としての判定を受けた者
- (2) 次の全てに該当する者
  - ア 博士の学位を有すること。
  - イ 研究上の業績を5編以上有し、これらのうちファーストオーサーの論文が3編以上あり、かつ、直近5年において論文が2編以上あること。
  - ウ 担当する領域の博士前期課程において、研究指導教員の指導の下に、2人以上の学生に対し、指導実績を有すること。

(博士後期課程の研究指導教員)

第4条 博士後期課程の研究指導教員となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学設置等審議会において、教員審査を受け、博士後期課程の研究指導教員としての判定を受けた者
- (2) 次の全てに該当する者
  - ア 博士の学位を有すること。
  - イ 研究上の業績を15編以上有し、これらのうちファーストオーサーの論文が5編以上あり、かつ、直近5年において論文が5編以上あること。
  - ウ 担当する領域の指導実績が、研究指導教員として相応しいと認められること。

(博士後期課程の研究指導補助教員)

第5条 博士後期課程の研究指導補助教員となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学設置等審議会において、教員審査を受け、博士後期課程の研究指導補助教員としての判定を

受けた者

(2) 次の全てに該当する者

ア 博士の学位を有すること。

イ 研究上の業績を10編以上有し、これらのうちファーストオーサーの論文が5編以上あり、かつ、直近5年において論文が3編以上あること。

ウ 博士前期課程の研究指導教員として、担当する領域の指導実績を有し、その指導実績が博士後期課程の研究指導補助教員として相応しいと認められること。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日において、現にこの基準を充たしていない研究科の教員は、できる限り速やかにこの基準を充たすよう努めなければならない。
- 3 この基準の規定のうち、施行日以後において直ちに適用することが困難であると公立大学法人宮崎県立看護大学人事委員会が判断する規定については、適用することができるようになるまでの間、特例を設けることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。